



熊本県公報

号外 第44号
令和4年(2022年)
9月30日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 規 則
- 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（健康福祉政策課） 1
 - 熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境保全課） 8

規 則

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第24号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成7年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 削除

第2条第4号中「別表」を「別表第1」に改める。

別表第1第5号の次に次のように加える。

6 劇場、観
覧場、
映画館
、演芸
場、集
会場又
は公会
堂の客
席

客席は、次によること。

(1) 客席には、車椅子使用者用客席を1以上設けること。

(2) 車椅子使用者用客席は、次によること。

ア 1席当たりの幅は、90センチメートル以上とし、かつ、奥行は、120センチメートル以上とすること。

イ 床は、滑りにくく、平たんに仕上げること。

ウ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。

エ 客席の出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設けること。

(3) 客席の出入口から車椅子使用者用客席に至る通路は、幅員を120センチメートル以上とし、当該通路に高低差がある場合においては、次によること。

ア 傾斜路及びその踊場を設けること。

イ 傾斜路及びその踊場の幅は、内法を120センチメートル（段を併設するものにあつては、90センチメートル）以上とすること。

ウ 傾斜路の勾配は、12分の1（当該傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。

エ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

オ 傾斜路及びその踊場には、手すりを設けること。

カ 傾斜路及びその踊場の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

キ 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路との色の明度の差が大きい色とすること等により容易に識別しやすいものとすること。

別表第2第1の表中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。
別表第2第2その2の表第2号中「別表第2第1の表の第6号に規定する整備基準」を「別表第1第6号に規定する付加基準」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第9条関係)

(第1面)

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付 年 月 日限り有効	
熊本県知事	印

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

(備考)

- 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
- 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
- 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
- 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
- 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

別記第3号様式その2を次のように改める。

別記第3号様式 その2(第11条、別表第3関係)

(第1面)

特 定 建 築 物 等 整 備 調 書

(2) 条例に基づく整備調書

① 特定建築物

*()内は、条例施行規則該当条項です。

区分	対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
1 便所	全て(車椅子使用者用便房を設ける場合)	車椅子使用者用便房への非常呼出し装置の設置	適・否		
	①床面積の合計が2,000㎡以上の病院・診療所、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ②床面積の合計が30㎡以上の公衆便所 ※2	1以上の便所へのオストメイト対応装置の設置(次の設備を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	適・否		
		ア オストメイト対応の洗浄装置付き汚物流しの設置	適・否		
		イ 衣服を掛けるための金具の設置	適・否		
		ウ その他オストメイトに対応した設備の設置	適・否		
	病院・診療所、集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、一般公共用に供される体育館・水泳場、博物館・美術館・図書館、飲食店、交通ターミナル施設 (不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合) ※3	1以上の便所へのおむつ交換台等の設置(おむつ交換台等を左欄の建築物内に別に設ける場合を除く。)	適・否		
2 敷地内の通路	全て(通路に排水溝を設ける場合)	車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まない排水溝のふたの構造	適・否		
3 エレベーター	全て(エレベーターを設ける場合)	ア 籠内への手すりの設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否		
		イ 籠内の車椅子使用者の利用に対応した適切な位置への鏡の設置(特殊な構造又は使用形態のものを除く。)	適・否		
4 ホテル又は旅館の客室	ホテル又は旅館	高齢者・障害者に配慮した客室(1以上)の設置	適・否		
		ア 車椅子の移動・転回に支障のない十分な床面積の確保	適・否		
		イ 段のない、滑りにくい床仕上げ	適・否		
		ウ 避難しやすい場所への配置	適・否		
		エ 車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室、洗面所及び便房の設置(浴室又はシャワー室及び便房は、客室の総数が50以上の場合を除く。)	適・否		
		オ 視覚障害者・聴覚障害者に対応した非常警報装置の設置	適・否		
5 浴室又はシャワー室	全て(不特定かつ多数の者が利用する浴室等を設ける場合)	車椅子使用者に対応した浴室又はシャワー室(1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上))の設置	適・否		

建築物特定施設(別表第1)

(第2面)

区分		対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
建築物特定施設 (別表第1)	6 客席	劇場・観覧場・映画館・ 演芸場、集会場・公会堂	車椅子使用者用客席(1以上)の設置 と車椅子使用者用客席の表示	適・否	
			ア 幅90cm以上、奥行120cm以上	適・否	
			イ 滑りにくく、平たんな床仕上げ	適・否	
			ウ 出入口から容易に到達でき、避難しやすい場所への配置	適・否	
			エ 出入口からの通路幅は120cm以上とし、高低差がある場合は傾斜路及び踊場を設置すること。	適・否	
			オ 傾斜路及び踊場を設ける場合		
			(ア)幅120cm(段に併設は90cm)以上、勾配は12分の1以下(高さ16cm以下のものは8分の1以下)とすること。	適・否	
			(イ)高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設置すること。	適・否	
			(ウ)手すりの設置、滑りにくい仕上げ	適・否	
			(エ)傾斜路と踊場及び通路とを色等により容易に識別するための措置	適・否	
整備施設 (別表第2第1)	7 案内標示 (第2条第1号)	全て	ピクトグラム(図記号)と文字を併用した分かりやすく一貫性のある案内標示板等の設置	適・否	
	8 公衆電話台 (第2条第1号)	全て(公衆電話を設ける場合)	車椅子使用者に対応した公衆電話台(1以上)の設置	適・否	
	9 券売機 (第2条第1号)	全て(券売機を設ける場合)	ア 車椅子使用者に対応した表示・金銭投入口・操作盤・取出口のある券売機(1以上)の設置	適・否	
			イ 点字表示	適・否	
	10 カウンター又は記載台 (第2条第1号)	全て(カウンター又は記載台を設ける場合)	車椅子使用者に対応したカウンター又は記載台(1以上)の設置	適・否	
	11 避難誘導灯 (第2条第1号)	全て(避難誘導灯を設ける場合)	視覚障害者・聴覚障害者に対応した点滅型誘導音装置付き避難誘導灯の設置	適・否	
	12 更衣室 (第2条第3号)	一般公共用に供される体育館又は水泳場	多数の者が利用する更衣室以外に障害者用更衣室(1以上)の設置	適・否	
			ア 車椅子使用者が円滑に通過できる構造の出入口	適・否	
			イ 車椅子使用者に対応したシャワー設備の措置	適・否	
			ウ 更衣用の椅子又はベッド、車椅子使用者に対応した洗面台及びロッカー、非常呼出し装置の設置	適・否	

(第3面)

区分		対象建築物	付加基準及び整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
整備施設 (別表第2第1)	13 休憩場所等 (第2条第4号)	①床面積の合計が2,000㎡以上の集会場・公会堂、展示場、物品販売業を営む店舗、宴会場のあるホテル・旅館、保健所・税務署その他官公署、博物館・美術館・図書館、交通ターミナル施設 ※4 ②母子・父子福祉施設・母子健康包括支援センター・児童厚生施設	ア 個室の授乳場所又は外部から見通すことができないようにするためのカーテン等を備えた授乳場所(1以上)の設置	適・否		
			イ 授乳を行うための椅子、幼児用の椅子等、乳幼児用ベッド等、流し台等、汚物入れの設置	適・否		
	14 レジ通路 (第2条第5号)	物品販売業を営む店舗 ※5	ア 幅90cm以上のレジ通路(1以上)の設置	適・否		
			イ 水平で段のない床	適・否		

(注) ※1の欄は、記入しないでください。
 ※2、※4の床面積とは、建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。)又は大規模の修繕・大規模の模様替に係る部分の床面積です。
 ※2、※3、※4の交通ターミナル施設とは、車両の停車場、港又は空港の建物で旅客の乗降又は待合いの用に供するものです。
 ※2、※3、※4、※5の物品販売業を営む店舗とは百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗です。

②公共的施設

区分		整備基準	措置の状況	指導の内容等※1
整備施設(別表第2第2その3)	特定建築物以外の施設である路外駐車場における駐車施設	ア 350cm以上の幅の車椅子使用者用駐車施設(1以上)の設置	適・否	
		イ 車椅子使用者用駐車施設である旨の表示	適・否	
		ウ 路外駐車場の出入口から車椅子使用者用駐車施設までの経路が短くなるよう位置に配慮すること。	適・否	
		エ 車椅子使用者用駐車施設への駐車場内の通路は次によること。		
		(ア)表面は滑りにくく、平たんに仕上げること。	適・否	
		(イ)幅120cm以上	適・否	
		(ウ)高低差がある場合は、傾斜路又は段差解消機の設置	適・否	
		(エ)通路を横断する排水溝の蓋は、車椅子のキャスター及び杖等が落ち込まないものとする。	適・否	
		(オ)砂利敷としないこと。	適・否	

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

(第4面)

(3) 既存部分の措置に関する状況

建築物特定施設及び整備施設	措置の状況	措置の内容	指導の内容等※1
建築物特定施設	出入口	有 ・ 無	
	廊下等	有 ・ 無	
	階段	有 ・ 無	
	傾斜路	有 ・ 無	
	エレベーター等	有 ・ 無	
	便所	有 ・ 無	
	敷地内の通路	有 ・ 無	
	客室	有 ・ 無	
	駐車場	有 ・ 無	
	浴室又はシャワー室	有 ・ 無	
	客席	有 ・ 無	
整備施設	案内標示	有 ・ 無	
	公衆電話台	有 ・ 無	
	券売機	有 ・ 無	
	カウンター又は記載台	有 ・ 無	
	避難誘導灯	有 ・ 無	
	更衣室	有 ・ 無	
	休憩場所等	有 ・ 無	
	レジ通路	有 ・ 無	

(注) 措置の状況については、増改築、用途変更、大規模修繕又は大規模模様替において、上表に掲げる建築物特定施設・整備施設のうち特定建築物の既存部分に存するものについて高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を行った場合は、「有」に○印を付け、当該措置の内容を簡潔に記載してください。措置を行わなかった場合は、「無」に○印を付けてください。
※1の欄は、記入しないでください。

(4) 利用者の意見聴取の実施について

①時 期：

②対 象 者：

③開催回数：

(注) 利用者の意見聴取について、実施される場合に記入してください。
①時期については、基本計画段階、実施計画段階、工事施工中等を記入してください。
②対象者については、高齢者、車椅子使用者、視覚障害者等を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第4号の改正規定及び別記第1号様式の改正規定 公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和4年10月1日
(経過措置)

- 2 前項第1号に掲げる規定の施行の際現に改正前の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている証明書は、改正後の熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された証明書とみなす。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に旧規則の規定により提出されている調書は、新規則の規定により提出された調書とみなす。

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第25号

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和47年熊本県規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」を「別表第1（第3条関係）」に改め、同表1の項中「伝熱面積（日本産業規格（以下「規格」という。）B8201及びB8203の伝熱面積の項で定めるところによる。）が5平方メートル以上10平方メートル未満であること。（バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。）」を「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であること。」に改める。

別表第2備考1中「規格K0103」を「日本産業規格（以下「規格」という。）K0103」に改め、同表備考2中「規格K2541」を「規格K2541-1から2541-7まで」に、「規格Z8762又は規格Z8763」を「規格Z8762-1から8762-4まで」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第7条関係)

ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

熊本県生活環境の保全等に関する条例第9条第1項(第10条第1項、第11条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
ばい煙発生施設の種類		※ 施 設 番 号	
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審 査 結 果	
ばい煙発生施設の使用方法	別紙2のとおり。	※ 備 考	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。		

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び施設名を記載してください。
- 2 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 3 ※印の欄には、記載しないでください。

別紙1

ばい煙発生施設の構造

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	燃 料 の 燃 焼 能 力 (重油換算L/h)		
	原 料 の 処 理 能 力 (t/h)		
	火格子面積又は羽口面断面積 (m ²)		
	火 床 面 積 (m ²)		
	焼 却 能 力 (kg/h)		
	炉 内 容 積 (m ³)		
	変圧器の定格容量 (kVA)		
	溶 解 炉 の 容 量 (t)		

- 備考 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
- 2 規模の欄には、熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第1の中欄に掲げる施設の当該右欄に規定する項目について記載してください。
- 3 ばい煙発生施設の構造概要図(主要寸法を記入したもの)を添付してください。

別紙2

ばい煙発生施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号							
使用状況	1日の使用時間及び月等	時～時 時間/回 回/日 日/月			時～時 時間/回 回/日 日/月		
	季節変動						
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類						
	使用割合						
	原材料中の成分割合(%)	硫黄分	塩化水素分	塩素分	硫黄分	塩化水素分	塩素分
	1日の使用量						
燃料又は電力	種類						
	燃料中の成分割合(%)	灰分	硫黄分		灰分	硫黄分	
	発熱量						
	通常の使用量(L/h)						
	混焼割合						
排出ガス量(m ³ /h)		最大	通常		最大	通常	
排出ガス温度(℃)							
排出ガス中の酸素濃度(%)							
ばい煙の濃度	ばいじん(g/m ³)	最大	通常		最大	通常	
	硫酸化物(容量比ppm)	最大	通常		最大	通常	
	塩素(mg/m ³)	最大	通常		最大	通常	
	塩化水素(mg/m ³)	最大	通常		最大	通常	
	ダイオキシン類(ng-TEQ/m ³)	最大	通常		最大	通常	
ばい煙量	硫酸化物(m ³ /h)	最大	通常		最大	通常	
参考事項							

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあつては、重量比(%)又は容量比(%)の別を明らかにしてください。
- 2 排出ガス量及びばい煙量については温度が0度であつて圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算した値を記載してください。
- 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度としてください。
- 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度としてください。
- 5 ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設については、参考事項の欄に一工程中の排出量の変動の状況を記載してください。
- 6 ダイオキシン類の濃度は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条に定める方法により換算した値を記載してください。

別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号					
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号					
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式					
排出ガスの処理方法の内容 処理の系統(ダイオキシン類に限る。)					
設 置 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
着 手 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日			年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排出ガス量 (m^3/h)	最 大			
		通 常			
	排出ガス温度($^{\circ}\text{C}$)	処理前			
		処理後			
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m^3)	処理前		
			処理後		
		硫黄酸化物 (容量比ppm)	処理前		
			処理後		
		塩 素 (mg/m^3)	処理前		
			処理後		
	塩化水素 (mg/m^3)	処理前			
		処理後			
	ばい煙量	硫黄酸化物 (m^3/h)	最大	処理前	
			通常	処理後	
		最大	処理前		
		通常	処理後		
捕集効率 (%)	ば い じ ん (%)				
	硫 黄 酸 化 物 (%)				
	塩 素 (%)				
	塩 化 水 素 (%)				
使 用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等		時～ 時 時間/回 回/日 日/月	時～ 時 時間/回 回/日 日/月	
	季 節 変 動				
排出口の実高さ(H_o)及び頂口径(m)					
補正された排出口の高さ H_e (m)					
排 出 速 度 (m/s)					

備考 1 設置届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。

2 排出ガス量及びばい煙量については温度が0度であって圧力が1気圧の状態（以下「標準状態」という。）における量に、ばい煙の濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算した値を記載してください。

3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度に換算して記載してください。

4 補正された排出口の高さ H_e は、熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則第4条第2項の算式により算定してください。

5 ばい煙処理施設の構造図及び概要図(主要寸法を記入したもの)を添付してください。

6 ダイオキシン類の処理の系統を示す流れ図(概要)を添付してください。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式(第14条関係)

粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

年 月 日

熊本県知事 様

氏名又は名称及び住所
届出者 並びに法人にあっては
その代表者の氏名

熊本県生活環境の保全等に関する条例第23条第1項(第23条第3項、第24条第1項)の規定により、粉じん発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
粉じん発生施設の種類		※ 施設番号	
粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理の方法	別紙のとおり。	※ 審査結果	
		※ 備考	

備考 1 粉じん発生施設の種類の欄には、熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる項番号及び施設名を記載してください。

2 変更の届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

3 別紙は、別紙1から別紙3までのうち、必要なものを添付してください。

4 ※印の欄には、記載しないでください。

別紙1

粉じん発生施設(堆積場)の構造
並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規模	面 積 (m ²)		
	堆 積 能 力 (t)		
堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量 (t/年)			
使用 及 び 管 理 の 方 法	堆積場がその中に設置されている建築物の概要		
	散 水	装置の種類・型式・基数	
		装 置 の 能 力 (m ³ /h)	
		散 水 の 方 法	
	防 じん カバ ー の 設 置 状 況		
	薬液散布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装 置 の 能 力 (m ³ /h)	
		散 布 の 方 法	
	締 固 め	装 置 の 種 類 ・ 型 式	
締 固 め 方 法			
その他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
- 2 堆積物の種類、性状及び通常の間延べ堆積量の欄には比重、粒度、水分値の概数及び通常の間延べ堆積量について記載してください。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固めの方法及びその他の方法の欄には、実施の量(例えば散水の場合は水量L/t)、実施頻度等を記載してください。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載してください。
- 5 粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付してください。

別紙2

粉じん発生施設(破碎機、摩砕機、ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原 動 機 の 定 格 出 力 (kW)		
	処 理 能 力 (t/h)		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(通常)(t/月)			
使用 及 び 管 理 の 方 法	破碎機、摩砕機又はふるいがその中に設置されている建築物の概要		
	集じん機	集 じ ん 機 種 類 ・ 型 式	
		集 じ ん 機 の 効 率 (%)	
		送風機の原因機出力 (kW)	
	散 水	装 置 の 種 類 ・ 型 式	
		装 置 の 能 力 (m³/h)	
		処理量当たり散水量 (L/t)	
	防 じ ん カ バ ー の 設 置 状 況		
その他	方 法		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載してください。
- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造及び概要図(主要寸法を記入したもの)を添付してください。

別紙3

粉じん発生施設(帯ノコ盤、丸ノコ盤)
の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
規 模	原 動 機 の 定 格 出 力 (kW)		
	処 理 能 力 (t/h)		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(通常) (t/月)			
使 用 及 び 管 理 の 方 法	丸ノコ盤、帯ノコ盤がその中に設置されている建築物の概要		
	集 じん 機	集 じん 機 種 類 ・ 型 式	
		集 じん 機 の 効 率 (%)	
		送風機の原動機出力 (kW)	
	散 水	装 置 の 種 類 ・ 型 式	
		装 置 の 能 力 (m ³ /h)	
		処理量当たり散水量 (L/t)	
	防 じん カ バ ー の 設 置 状 況		
	そ の 他	方 法	

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載してください。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載してください。
- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置(フードを含む。)の構造及び概要図(主要寸法を記入したもの)を添付してください。

附 則

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第2備考2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。